

◆ ◆ ◆ 障がい者との共生社会の実現 ◆ ◆ ◆

障がい者は、生活の中で不自由を感じる場合があります。しかし、必ずしも不幸であるとは限りません。障がい者にとって、生活の中から不自由に感じるものが取り除かれれば、健常者と何一つ変わらない生活を送れるはずです。

平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、この法律では「障がいを理由とする差別」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」が求められています。「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための何らかの対応を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応することです。例えば、段差がある場所で補助する、高いところにある物を取って渡す、筆談を行う、書類の記入やタッチパネルの操作を代行するなどです。

障がいのある人もない人も、互いに尊敬し合い生活するためには、まず障がい者を理解することが重要です。障がいは誰にでも生じうる身近なものであること、外見ではわからない障がいもあること、同じ障がいでも一律ではないことを理解し、障がいも個人の特質・個性としてとらえることが、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する第一歩になります。

「野木町障がい者プラン」

<http://www.town.nogi.lg.jp/page/page001758.html>

（町公式ホームページ）